

(案)

名古屋市地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次のとおりである。

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

エ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

別表(10)の災害イエローゾーンに所在する、老朽化等した別表(1)エに掲げる広域型介護施設等が、災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築を行う経費を支援する事業。

ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業についても対象とすることができる。

- a 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。
- b 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
- c 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
- d 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。
- e 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

別表(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

1 対象施設	2 補助基準額	3 対象経費
エ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備 (※5)		対象施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費。 ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 なお、次に掲げる事業等は補助の対象とはならない。 ・ 土地の買収又は整地、設備整備等個人の資産を形成する事業 ・ 職員宿舎、車庫及び倉庫の建設にかかる費用 ・ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業 ・ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した(広域型)介護施設等を対象とする事業
(定員30人以上の広域型施設)	(※4)	
・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	整備床数あたり 5,960 千円	
・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院	1施設あたり 74,600 千円	
・ 養護老人ホーム	整備床数あたり 3,190 千円	
・ ケアハウス (※2) ・ 介護付きホーム (※3)	整備床数あたり 5,960 千円	

※1 詳細は次のとおり。

- ・ 創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定しない。
- ・ 介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は、同一法人とする。
- ・ 創設又は大規模修繕のいずれかの整備の早い方の着手前までに、別に指示する関係自治体に整備計画書を提出すること。

- ・ 介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和6年度中に着工すること。
- ※2 特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。
- ※3 有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。
- ※4 補助基準額中の整備床数とは移転後の床数のことをいう。ただし、増床分は対象外。
- ※5 次のいずれかに該当するもの。
- ・ 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深（以下「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項に規定される基準水位をいう。）が1メートル以上に指定されている場合
 - ・ 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が1メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が1メートル以上となっている場合

別表(10) 災害イエローゾーン

土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域
浸水想定区域等	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 第 1 項又は第 2 項の雨水出水浸水想定区域、同法第 14 条の 3 第 1 項の高潮浸水想定区域
	津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 10 条第 3 項第 2 号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域
	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項の都市洪水想定区域、同法第 32 条第 2 項の都市浸水想定区域